

## 【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月7日

【届出者の氏名又は名称】 株式会社CORE

【届出者の住所又は所在地】 岐阜県大垣市久徳町100番地

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー  
西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

【電話番号】 03-6250-6200(代表)

【事務連絡者氏名】 弁護士 志賀 裕二 / 同 田原 吏

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社CORE  
(岐阜県大垣市久徳町100番地)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社COREをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、太平洋工業株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

- (注10) 本書記載の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)及び新株予約権を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。以下同じです。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関係会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものといたします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものといたします。
- (注12) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれております。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はその関係者(affiliate)は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された予測等が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書提出日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。
- (注13) 公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関係会社を含みます。)は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令並びに米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)規則14e - 5(b)上許容される範囲で、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英語ウェブサイト(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。

## 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者は、2025年11月7日付で、P E Cホールディングス株式会社との間で、P E Cホールディングス株式会社が所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を口頭で合意したことに伴い、2025年7月28日付で提出した公開買付届出書(2025年9月8日付、2025年9月24日付、2025年10月8日付及び2025年10月23日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、それに伴って公開買付期間を、本書提出日である2025年11月7日から10営業日を経過した日にあたる2025年11月21日まで延長し、合計80営業日とすることとなったことから、2025年7月28日付で提出した公開買付届出書の記載事項及び公開買付届出書の添付書類である2025年7月28日付の公開買付開始公告(2025年9月8日付、2025年9月24日付、2025年10月8日付及び2025年10月23日付で行いました「公開買付条件等の変更の公告」により訂正された事項を含みます。)の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

### 公開買付届出書

#### 第1 公開買付要項

##### 3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

(4) 本公開買付けに関する重要な合意

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

##### 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

###### 届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

##### 8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

##### 10 決済の方法

(2) 決済の開始日

#### 第5 対象者の状況

##### 4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

###### 半期報告書

### 公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

### 第1 【公開買付要項】

#### 3 【買付け等の目的】

(訂正前)

##### (1) 本公開買付けの概要

< 中略 >

さらにその後、公開買付者は、引き続き本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年10月8日以降、対象者の株主である岐建(所有株式数：2,344,994株、所有割合：4.06%)に対して本公開買付けへの応募に関する意向を確認し、同年10月23日、岐建との間で、その保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を口頭で合意(以下「本応募合意」といいます。)しました。本応募合意の詳細につきましては、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

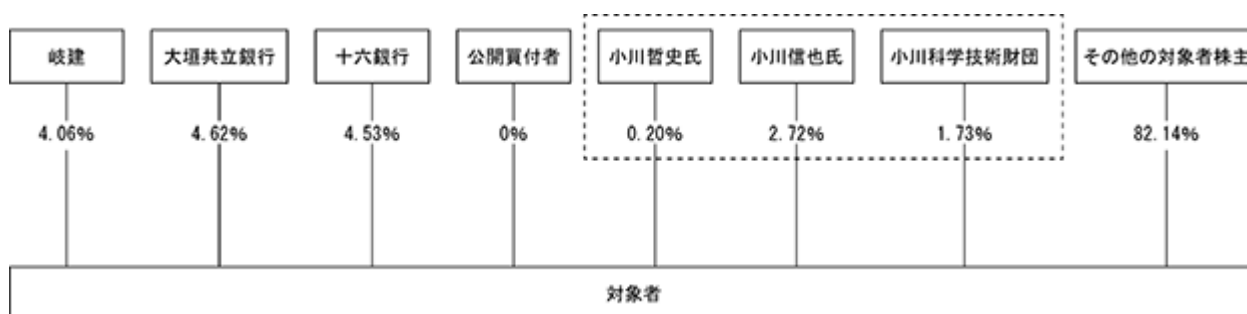
< 中略 >

なお、対象者が2025年10月23日付で公表した「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」(以下「2025年10月23日付プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本買付価格変更及び本応募合意を踏まえても、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。

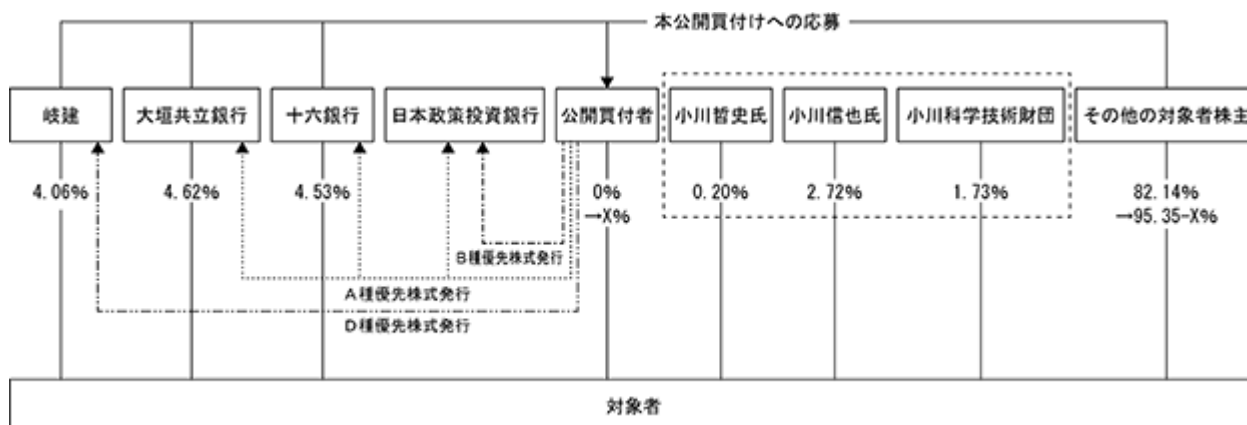
上記の2025年10月23日付対象者取締役会の決議の詳細については、2025年10月23日付プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認」をご参照ください。

以下は、本取引の概要を図示したものです。

・ 現状(本書提出日現在)

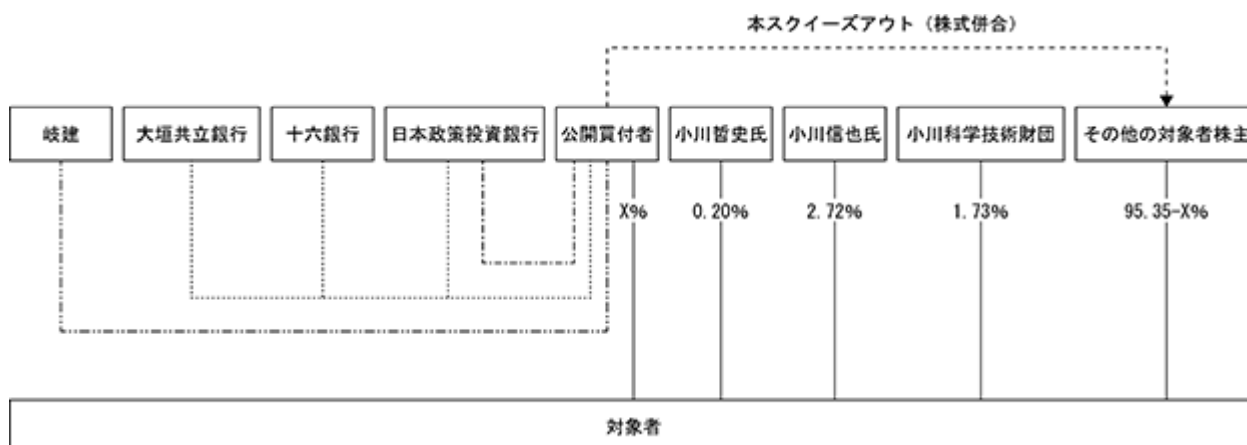


・ 本公開買付けの決済(2025年11月14日)



※X%は本公開買付けの応募株式数に係る所有割合

・ 本スキーズアウト手続の実施(2026年1月中旬～2026年3月上旬頃(予定))



(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

< 中略 >

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

< 中略 >

また、対象者は、2025年10月8日、公開買付者より、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による応募状況及び今後の応募の見通しを考慮して、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、公開買付期間を2025年10月23日まで延長し、合計60営業日とすることを決定した旨の伝達を受けたとのことです。

また、対象者は、2025年10月23日、公開買付者より、本応募合意をした旨、並びに本買付価格変更を決定した旨、並びにこれに伴い公開買付期間を2025年10月23日から起算して10営業日を経過した日である2025年11月7日まで延長し、合計70営業日とすることを決定した旨の伝達を受けたとのことです。

対象者は、公開買付者による本買付価格変更について慎重に協議・検討を行い、本買付価格変更に関する本特別委員会の意見等を踏まえ、( )本買付価格変更を前提としても、本取引は、自動車業界を取りまく環境の変化、デジタル化の加速、資源価格及び原材料価格の高騰、競争環境の激化が予想される中で、中長期的に企業価値を向上させるためには、競争優位性を確保し続ける技術開発力の強化、生産プロセスの自動化やスマートファクトリーの構築といった各種プロセスのDX化、モビリティ分野以外における新事業の創出、これらを実現するための人財の育成・確保といった施策を抜本的かつ機動的に一貫性をもって取り組み、一定の事業リスクを伴う戦略を迅速かつ果敢に実行するための合理的な選択肢であることに変わりはなく、( )本買付価格変更後の本公開買付価格2,919円については、山田コンサルより、2025年7月24日付で本株式価値算定書を取得して以降、その前提とした対象者の事業の現状及び将来の見通し等の状況に重大な変更がない中で、本買付価格変更後の本公開買付価格は、本株式価値算定書におけるDCF分析により算定された対象者株式の1株当たり株式価値の上限を大きく上回る価格であること等から、本買付価格変更は、合理的な目的のもと、一般株主の利益に配慮した形でなされるものであり、本買付価格変更により本公開買付けの成立可能性を高めることは、対象者の企業価値の向上に資すると認められる本取引の実現可能性を高めるとともに、一般株主に適切な売却機会を与える観点で望ましいと考えられると判断したとのことです。

また、対象者は、公開買付者による本応募合意についても慎重に協議・検討を行い、本応募合意は対象者の中長期的な企業価値の向上という本取引の目的に影響を及ぼすものではないことに加えて、本買付価格変更と同様に、本応募合意によって本公開買付けの成立可能性を高めることは、対象者の企業価値の向上に資すると認められる本取引の実現可能性を高めるとともに、一般株主に適切な売却機会を与える観点で望ましいと考えられると判断したとのことです。

そこで、対象者は、2025年10月23日開催の対象者取締役会において、本買付価格変更及び本応募合意を踏まえても、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。

上記2025年7月25日開催及び2025年10月23日開催の対象者取締役会における決議の詳細は下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認」をご参照ください。

< 中略 >

#### (4) 本公開買付けに関する重要な合意

< 中略 >

##### 本応募合意

公開買付者は、2025年10月23日、岐建との間で、その保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を口頭で合意しております。

なお、本応募合意を除いて、現時点において、岐建との間で本取引に係る重要な合意は締結されておきませんが、本公開買付けが成立した場合、本取引の実行に必要な資金への充当を目的として、本公開買付けの決済時までの期間において、公開買付者による岐建を割当先とするD種優先株式(無議決権株式)の第三者割当増資のための手続が行われることが予定されております。その詳細については、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「 届出日以後に借入れを予定している資金」及び「 その他資金調達方法」をご参照ください。

< 中略 >

#### (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式及び本新株予約権の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、対象者株式及び本新株予約権の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)の取得を目的とした本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、会社法第180条に基づき本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを対象者に要請する予定であり、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えている一方で、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案すると、公開買付期間中に行った基準日設定公告に係る基準日を取り消した上で再度基準日設定公告を行わざるを得ない可能性も否定できず、対象者の株主の皆様の混乱を招かないようにする観点からは、対象者に対する基準日設定公告を行うことの要請を公開買付期間中ではなく本公開買付けの成立後に行うことが望ましいと判断したため、本公開買付けの決済の開始日後、それと近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して、基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催日は、2026年1月中旬～2026年2月上旬頃を予定しています。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。

<後略>

(訂正後)

(1) 本公開買付けの概要

<中略>

さらにその後、公開買付者は、引き続き本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年10月8日以降、対象者の株主である岐建(所有株式数：2,344,994株、所有割合：4.06%)に対して本公開買付けへの応募に関する意向を確認し、同年10月23日、岐建との間で、その保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を口頭で合意(以下「本応募合意(岐建)」)としました。本応募合意(岐建)の詳細につきましては、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

<中略>

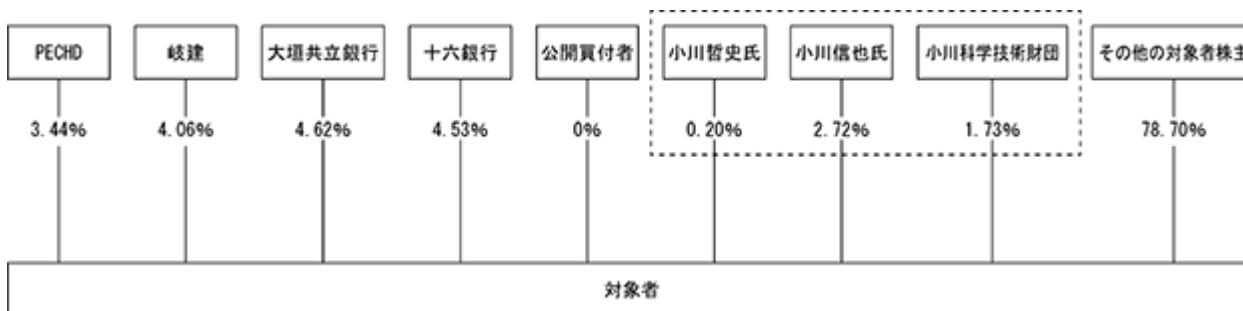
なお、対象者が2025年10月23日付で公表した「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」(以下「2025年10月23日付プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本買付価格変更及び本応募合意(岐建)を踏まえても、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。

上記の2025年10月23日付対象者取締役会の決議の詳細については、2025年10月23日付プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認」をご参照ください。

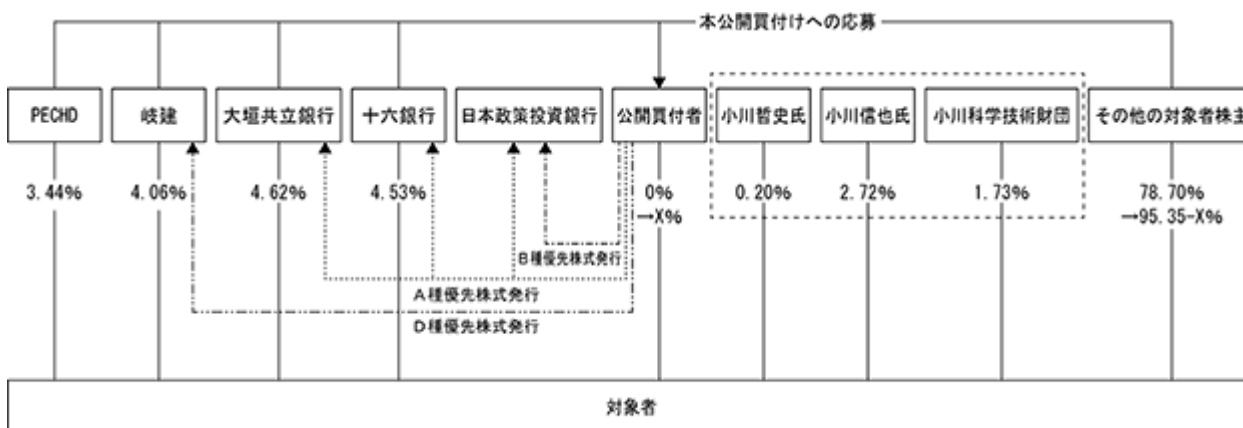
さらにその後、公開買付者は、引き続き本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年10月23日以降、対象者の株主であるP E Cホールディングス株式会社(以下「P E Cホールディングス」といいます。)(所有株式数：1,987,000株、所有割合：3.44%)に対して本公開買付けへの応募に関する意向を確認し、同年11月7日、P E Cホールディングスとの間で、その保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を口頭で合意(以下「本応募合意(P E Cホールディングス)」)としましたことから、2025年11月7日、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年11月7日より起算して10営業日を経過した日にあたる同年11月21日まで延長し、合計80営業日とすることといたしました。本応募合意(P E Cホールディングス)の詳細につきましては、下記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

以下は、本取引の概要を図示したものです。

現状(本書提出日現在)

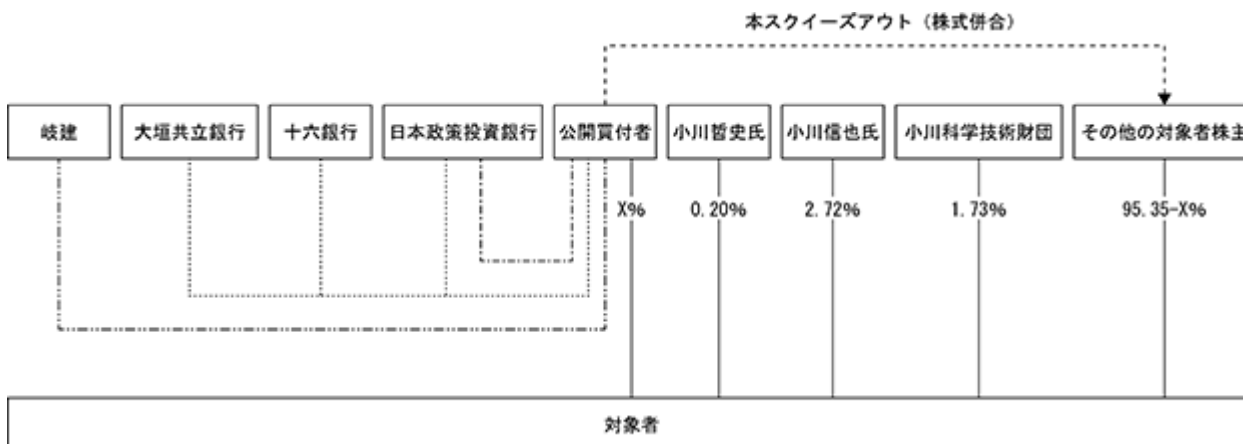


本公開買付けの決済(2025年12月1日)



※X%は本公開買付けの応募株式数に係る所有割合

本スクイーズアウト手続の実施(2026年1月下旬~2026年3月中旬頃(予定))



(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

< 中略 >

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

< 中略 >

また、対象者は、2025年10月8日、公開買付者より、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による応募状況及び今後の応募の見通しを考慮して、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様にご本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、公開買付期間を2025年10月23日まで延長し、合計60営業日とすることを決定した旨の伝達を受けたとのことです。

また、対象者は、2025年10月23日、公開買付者より、本応募合意(岐建)をした旨、並びに本買付価格変更を決定した旨、並びにこれに伴い公開買付期間を2025年10月23日から起算して10営業日を経過した日である2025年11月7日まで延長し、合計70営業日とすることを決定した旨の伝達を受けたとのことです。

対象者は、公開買付者による本買付価格変更について慎重に協議・検討を行い、本買付価格変更に関する本特別委員会の意見等を踏まえ、( )本買付価格変更を前提としても、本取引は、自動車業界を取りまく環境の変化、デジタル化の加速、資源価格及び原材料価格の高騰、競争環境の激化が予想される中で、中長期的に企業価値を向上させるためには、競争優位性を確保し続ける技術開発力の強化、生産プロセスの自動化やスマートファクトリーの構築といった各種プロセスのDX化、モビリティ分野以外における新事業の創出、これらを実現するための人財の育成・確保といった施策を抜本的かつ機動的に一貫性をもって取り組み、一定の事業リスクを伴う戦略を迅速かつ果敢に実行するための合理的な選択肢であることに変わりはなく、( )本買付価格変更後の本公開買付価格2,919円については、山田コンサルより、2025年7月24日付で本株式価値算定書を取得して以降、その前提とした対象者の事業の現状及び将来の見通し等の状況に重大な変更がない中で、本買付価格変更後の本公開買付価格は、本株式価値算定書におけるDCF分析により算定された対象者株式の1株当たり株式価値の上限を大きく上回る価格であること等から、本買付価格変更は、合理的な目的のもと、一般株主の利益に配慮した形でなされるものであり、本買付価格変更により本公開買付けの成立可能性を高めることは、対象者の企業価値の向上に資すると認められる本取引の実現可能性を高めるとともに、一般株主に適切な売却機会を与える観点で望ましいと考えられると判断したとのことです。

また、対象者は、公開買付者による本応募合意(岐建)についても慎重に協議・検討を行い、本応募合意(岐建)は対象者の中長期的な企業価値の向上という本取引の目的に影響を及ぼすものではないことに加えて、本買付価格変更と同様に、本応募合意(岐建)によって本公開買付けの成立可能性を高めることは、対象者の企業価値の向上に資すると認められる本取引の実現可能性を高めるとともに、一般株主に適切な売却機会を与える観点で望ましいと考えられると判断したとのことです。

そこで、対象者は、2025年10月23日開催の対象者取締役会において、本買付価格変更及び本応募合意(岐建)を踏まえても、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。

上記2025年7月25日開催及び2025年10月23日開催の対象者取締役会における決議の詳細は下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認」をご参照ください。

< 中略 >

#### (4) 本公開買付けに関する重要な合意

< 中略 >

##### 本応募合意(岐建)

公開買付者は、2025年10月23日、岐建との間で、その保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を口頭で合意しております。

なお、本応募合意(岐建)を除いて、現時点において、岐建との間で本取引に係る重要な合意は締結されておりませんが、本公開買付けが成立した場合、本取引の実行に必要な資金への充当を目的として、本公開買付けの決済時までの期間において、公開買付者による岐建を割当先とするD種優先株式(無議決権株式)の第三者割当増資のための手続が行われることが予定されております。その詳細については、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「 届出日以後に借入れを予定している資金」及び「 その他資金調達方法」をご参照ください。

##### 本応募合意(P E Cホールディングス)

公開買付者は、2025年11月7日、P E Cホールディングスとの間で、その保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を口頭で合意しております。

< 中略 >

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式及び本新株予約権の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、対象者株式及び本新株予約権の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)の取得を目的とした本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、会社法第180条に基づき本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを対象者に要請する予定であり、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えている一方で、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案すると、公開買付期間中に行った基準日設定公告に係る基準日を取り消した上で再度基準日設定公告を行わざるを得ない可能性も否定できず、対象者の株主の皆様の混乱を招かないようにする観点からは、対象者に対する基準日設定公告を行うことの要請を公開買付期間中ではなく本公開買付けの成立後に行うことが望ましいと判断したため、本公開買付けの決済の開始日後、それと近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して、基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催日は、2026年1月下旬～2026年2月中旬頃を予定しています。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。

< 後略 >

#### 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

##### (1) 【買付け等の期間】

###### 【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年7月28日(月曜日)から2025年11月7日(金曜日)まで(70営業日)
公告日	2025年7月28日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )

(訂正後)

買付け等の期間	2025年7月28日(月曜日)から2025年11月21日(金曜日)まで(80営業日)
公告日	2025年7月28日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )

##### (2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

	<p style="text-align: center;">&lt; 前略 &gt;</p> <p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保</p> <p>公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、70営業日に設定しております。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、対象者株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。</p> <p>また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。</p> <p>なお、上記「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェック(本取引の公表前における入札手続等を含みます。)については、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するために実施された各種措置の内容、その他本取引における具体的な状況に鑑みて、これを実施しなくとも特段、本取引の公正性が阻害されることはない旨を判断したとのことです。</p> <p>マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を満たす買付予定数の下限の設定</p> <p>公開買付者は、本書提出日現在、対象者株式及び本新株予約権を所有していないところ、本公開買付けにおける買付予定数の下限(35,841,900株、所有割合：62.02%)は、潜在株式勘案後株式総数(57,791,649株)から、小川信也氏の所有株式数1,573,305株(所有割合：2.72%)、小川哲史氏の所有株式数：116,127株(所有割合：0.20%)及び本財団の所有株式数1,000,000株(所有割合：1.73%)並びに岐建の所有株式数2,344,994株(所有割合：4.06%)の合計株式数(5,034,426株)を控除した株式数(52,757,223株)の過半数に相当する株式数(26,378,612株、所有割合：45.64%)を上回っております。すなわち、公開買付者と利害関係を有しない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式及び本新株予約権の数の過半数の賛同が得られない場合には本公開買付けは成立せず、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」条件を充たしたものとなっており、対象者の少数株主の皆様の意思を重視したものであると考えております。</p>
--	---

(訂正後)

	<p style="text-align: center;">&lt;前略&gt;</p> <p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保</p> <p>公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、80営業日に設定しております。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らし、比較的長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、対象者株式について対抗的買取提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。</p> <p>また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買取提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買取提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。</p> <p>なお、上記「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェック(本取引の公表前における入札手続等を含みます。)については、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するために実施された各種措置の内容、その他本取引における具体的な状況に鑑みて、これを実施しなくとも特段、本取引の公正性が阻害されることはない旨を判断したとのことです。</p> <p>マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を満たす買付予定数の下限の設定</p> <p>公開買付者は、本書提出日現在、対象者株式及び本新株予約権を所有していないところ、本公開買付けにおける買付予定数の下限(35,841,900株、所有割合：62.02%)は、潜在株式勘案後株式総数(57,791,649株)から、小川信也氏の所有株式数1,573,305株(所有割合：2.72%)、小川哲史氏の所有株式数：116,127株(所有割合：0.20%)及び本財団の所有株式数1,000,000株(所有割合：1.73%)並びに岐建の所有株式数2,344,994株(所有割合：4.06%)及びP E Cホールディングスの所有株式数1,987,000株(所有割合：3.44%)の合計株式数(7,021,426株)を控除した株式数(50,770,223株)の過半数に相当する株式数(25,385,112株、所有割合：43.93%)を上回っております。すなわち、公開買付者と利害関係を有しない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式及び本新株予約権の数の過半数の賛同が得られない場合には本公開買付けは成立せず、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」条件を充たしたものとなっており、対象者の少数株主の皆様を重視したものであると考えております。</p>
--	---

## 8 【買付け等に要する資金】

### (1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	161,155,412,523
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(円)(b)	240,000,000
その他(円)(c)	<u>14,000,000</u>
合計(円)(a) + (b) + (c)	<u>161,409,412,523</u>

< 後略 >

(訂正後)

買付代金(円)(a)	161,155,412,523
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(円)(b)	240,000,000
その他(円)(c)	<u>15,800,000</u>
合計(円)(a) + (b) + (c)	<u>161,411,212,523</u>

< 後略 >

## 10 【決済の方法】

### (2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年11月14日(金曜日)

(訂正後)

2025年12月1日(月曜日)

## 第5 【対象者の状況】

### 4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

#### (1) 【対象者が提出した書類】

【半期報告書】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

事業年度 第102期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月6日関東財務局長に提出

## 公開買付届出書の添付書類

### (1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2025年11月7日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年7月28日付「公開買付開始公告」(2025年9月8日付、2025年9月24日付、2025年10月8日付及び2025年10月23日付で行った「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告により変更された事項を含みます。)の変更として本書に添付いたします。

なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。